

（趣旨）

第 1 条 この規約は、山北町地域公共交通会議設置要綱第 9 条に規定する山北町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局の組織、運営等について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事務を処理する。

- （1）交通会議の会議に関する事務
- （2）交通会議の資料作成に関する事務
- （3）交通会議の庶務に関する事務
- （4）前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事務

（職員）

第 3 条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長には、山北町企画総務課長をもって充てる。
- 3 事務局員には、山北町企画総務課企画班の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関する事
- （2）物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関する事
- （3）物品及び現金の出納に関する事
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

（文書の取り扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配付、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、山北町において定められている文書の取り扱いの例による。

（公印の取り扱い）

第 6 条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取り扱い等については、山北町において定められている公印取り扱いの例による。

（委任）

第 7 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年2月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者			
山北町地域 公共交通会 議会長之印	<table border="1"><tr><td>議 会 長 之 印</td><td>公 共 交 通 会</td><td>山 北 町 地 域</td></tr></table>	議 会 長 之 印	公 共 交 通 会	山 北 町 地 域	てん書	22ミリ×22ミリ	会長名をもって 発する文書	1	事務局長
議 会 長 之 印	公 共 交 通 会	山 北 町 地 域							